

# 子育て支援サイト制作業務委託 公募型プロポーザル募集要項

## 1 目的

本業務は、これまで紙媒体で提供していた「子育てガイドブック」を、より多くの子育て世代の方に、よりタイムリーに、よりよい情報を取得しやすい状況の提供ができるよう、子育て支援情報を集約したウェブサイトを作成するものである。このサイトは、妊娠・出産・育児等に関する行政サービスや地域資源の情報を一元化し、必要な情報にすぐアクセスできる環境を整えることで、子育ての不安や負担を軽減し、地域全体で子育てを支える仕組みの強化を図ることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

子育て支援サイト制作業務委託

### (2) 業務内容

別紙「子育て支援サイト制作業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(ただし、サイトの公開は、令和8年3月2日とする。)

### (4) 事業費限度額

1,760,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

## 3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

## 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく錦江町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 錦江町契約規則(平成17年規則第26号)第3条により規定される名簿に登載された者及び錦江町物品調達等入札者等選定委員会設置規程(平成17年訓令第24号)資格者として選定された者であること。ただし、登録されていない者については、随時指名願いを受け付けているので、早急に提出すること。
- (3) このプロポーザル実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれかの日においても、錦江町物品購入等資格業者の指名停止に関する要綱(令和4年告示第1号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(5) 過去 10 年間に自治体のホームページ等の制作実績を有するもの。

## 6 公募手続きに係るスケジュール

内 容	期 間 等
公募の開始	令和 7 年 9 月 19 日（金）13 時
質問の受付	令和 7 年 9 月 19 日（金）13 時～令和 7 年 9 月 25 日（木）17 時
質問の回答	令和 7 年 9 月 26 日（金）～令和 7 年 9 月 30 日（火）17 時
参加申込書の提出 期限	令和 7 年 10 月 3 日（金）17 時
提案書等の提出期 限	令和 7 年 10 月 10 日（金）17 時
1 次審査（書類審 査）	令和 7 年 10 月 14 日（火）～令和 7 年 10 月 16 日（木）
2 次審査（プレゼ ンテーション）	令和 7 年 10 月 23 日（木）
結果通知	令和 7 年 10 月 24 日（金）

## 7 質問の受付

質問の受付は以下のとおりとする。

### (1) 提出書類

- ・質問書（様式第 1 号）

### (2) 提出方法

電子メールにより提出し、メール送信後、政策企画課に送信確認の電話をすること。

なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

### (3) 提出期限

令和 7 年 9 月 25 日（木）17 時

### (4) 回答方法

令和 7 年 9 月 30 日（火）までに、質問者へ電子メールにて回答するほか、錦江町ホームページに掲載する。

## 8 参加申込み及び参加承認

参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）」、「業務経歴書（過去

5年間) (様式第3号)」及び様式第3号に記載した「業務の契約書の写し」を提出すること。

(1) 提出書類

- ・ 参加申込書 (様式第2号)
- ・ 業務経歴書 (過去10年間) (様式第3号)
- ・ 様式第3号に記載した「業務契約書の写し」

(2) 提出期限

令和7年10月3日(金)17時まで 受付時間: 平日9時から17時まで

(3) 提出方法

政策企画課へ持参又は本町が受領した事実の証明が可能な方法である書留等で郵送にて提出すること。なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

(4) 参加承認

- ① このプロポーザルの参加承認の可否の決定は、「政策企画課」から令和7年10月6日(月)16時までに参加申込事業者に電子メールにて順次通知する。
- ② 参加申込事業者は、「錦江町」の参加承認を受けない限り、このプロポーザルには参加できないこととする。なお、「公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)」を提出したにもかかわらず、令和7年10月6日(月)16時まで「政策企画課」から連絡がない場合は、同日17時まで「政策企画課」へ電話により確認すること。

## 9 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類の記載にあたっては日本工業規格 A4 横書きとし、それぞれにインデックスを付け、A4 ファイルに綴じて提出すること。

- ア. 業務経歴書 (様式第3号)
- イ. 会社概要書 (様式第4号)
- ウ. 登記事項証明書
- エ. 税等の納税証明書 (未納のないことがわかる証明書)
- オ. 企画提案書 (様式任意)
- カ. 見積書 (様式第5号)
- キ. 年間保守・運用支援費用【ランニング経費】見積書 (様式第6号)
- ク. 実施体制調書 (様式第7号)
- ク. 誓約書 (様式第8号)

(2) 提出期限

令和7年10月10日(金)17時まで 受付時間: 平日9時から17時まで

(3) 提出部数

提案書及び添付資料について、紙面に印刷した8部(正本1部、副本7部)と、電子データを格納したCD1枚を提出すること。

#### (4) 提出方法

政策企画課へ持参又は本町が受領した事実の証明が可能な方法である書留等で郵送にて提出すること。なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

### 10 審査基準及び審査方法

#### (1) 審査基準

別紙「評価基準」のとおり（2次審査用）

#### (2) 審査方法

1次審査（書類審査）については、錦江町物品調達等入札者等選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を実施し、2次審査（プレゼンテーション）は子育て支援サイト制作委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）（副町長、総務課長、政策企画課長、健康保険課長、介護福祉課長、教育課長、未来づくり課長）を設置し、実施する。

委員会による1次審査（書類審査）は、参加資格要件及び企画提案書等をもとに順位をつけ、上位5者を上限として書類審査の通過者とする。2次審査（プレゼンテーション）は「評価基準」に基づき実施し、委託事業者を選定する。

#### (3) その他

- ① 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。
- ② 1次審査参加事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

### 11 1次審査（書類審査）

#### (1) 審査期間

令和7年10月14日（火）から令和7年10月16日（木）までを予定

#### (2) 審査内容

参加資格要件及び企画提案書等に基づき順位をつけ、上位5者を上限として2次審査（プレゼンテーション）参加事業者として選定する。

#### (3) 結果通知

1次審査の結果は、令和7年10月17日（金）16時までに、「政策企画課」から1次審査参加事業者全員に電子メールにて通知する。なお、同日の16時までに「政策企画課」から連絡がない場合は、同日17時までに「政策企画課」に電話により確認すること。

### 12 2次審査（プレゼンテーション）

#### (1) 実施日 令和7年10月23日（木）

#### (2) 会場等 錦江町役場庁舎内

※時間と場所の詳細については、別途連絡します。

#### (3) プレゼンテーション実施方法

ア. 1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を30分（説明20分、質疑10分）以内とする。

イ. 1事業者につき、3名までとする。※パソコン等の操作員も含む。

ウ. プロジェクターの使用も可能であるが、提出した企画提案書に基づき説明を行うこととし、追加での資料配布は認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本町が用意するが、インターネット回線やパソコン等の機器については応募者が用意するものとする。

(4) 評価基準 別表「評価基準」のとおり

### 13 結果の通知

選定結果は、2次審査の提案者に対して、審査結果通知書により通知する。

なお、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。また、個別の事業者の審査、選考過程などの内容についての問い合わせには、回答できない。

### 14 事業者の決定及び契約

審査会にて順位付けした最上位者を優先候補者とし、業務委託契約を締結するものとする。最上位者との契約交渉の結果、合意に至らなかった場合又は最上位者が「16 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合は、順位付けした第2位の事業者と同様の手続きを行うものとする。以後、同様とする。

### 15 注意事項

受託者は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。

### 16 参加事業者の失格

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

### 17 その他留意事項

- (1) 本提案に係る一切の費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案を無効とする。
- (3) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の本業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (4) 提出されたすべての書類の所有者は本町にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、錦江町情報公開条例（平成17年条例第13号）に基づき提出書類を公開することがある。なお、企業が秘密とすべき事項がある場合は、あらかじめ当該事項を特定し、意思表示をすること。

17 問合せ先

錦江町役場 政策企画課 担当 小鷹・馬庭  
 〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元9 6 3 番地  
 TEL 0994-22-3032  
 FAX 0994-22-1951  
 メール [seisaku@town.kinko.lg.jp](mailto:seisaku@town.kinko.lg.jp)

別表 評価基準

2次審査における評価項目及び審査事項は以下のとおり

評価項目	審査事項	配点
業務全般に関する理解	・本業務における本町の考え方を十分に理解しているか	10
業務実施体制	・本業務を実施するうえで、十分な要員配置・管理体制となっているか ・業務遂行に無理のないスケジュールとなっているか	10
提案内容の妥当性	・デザイン及び構成は、利用者にとって情報を見つけやすく、分かりやすいものとなっているか	10
	・導入する CMS は、職員でも容易にページ作成・更新が行えるか	10
	・通常運用時における適切なサポート体制を備えているか	10
	・災害時などの緊急時対応体制を備えているか	10
業務実績	・自治体でのホームページ等制作業務の実績が十分にあるか	10
見積金額	・構築費用について、適切に経費が見積もられているか (見積上限額：1,760,000円)	10
	・令和8年度以降のランニング経費について、適切に経費が見積もられているか	10
プレゼンテーション	・企画提案内容の説明は明瞭で論理的か	10